

強度行動障害支援者養成研修 学則

(目的)

第1条 強度行動障害を有する者に対し、適切な支援を行う職員の人材育成を目的とする。

(研修事業の名称)

第2条 研修事業の名称は、下記の通りとする。

- ・強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）
- ・強度行動障害支援者養成研修（実践研修）

(実施)

第3条 実施について、以下の通りとする。

形 式：オンライン（zoom）

事業者：一般社団法人みやぎスクエアサポート

所在地：〒989-1752 宮城県柴田郡柴田町槻木下町3丁目2-6

連絡先：0224-87-6268

(研修期間および開講時期)

第4条 研修期間および開講時期は、下記の通りとする。

基礎研修：1回～2回 / 実践研修：1回

開講時期：別紙開催要綱の通り

(研修カリキュラムおよび講師)

第5条 研修カリキュラムおよび講師は、基礎研修・実践研修共に別紙開催要綱の通りとする。

(受講対象者)

第6条 受講対象者は、原則として障害福祉サービス事業所等において知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、もしくは今後従事する予定のある者または障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療にあたる医療従事者および特別支援学校教員とする。

(受講料等)

第7条 受講料は次の通りとする。

基礎研修：20,000円（税込：教材費、修了証書一式含む）

実践研修：20,000円（税込：教材費、修了証書一式含む）

(使用教材)

第8条 テキストはみやぎスクエアサポートが編集したテキストを使用する。

(受講手続)

第9条 受講手続は次の通りとする。

申 込：申込者は受講申込フォームに必要事項を記入の上、当法人へ申し込む。

通 知：受講申込を確認後、申込者に対して受講決定通知を行う。なお、定員を大幅に上回った場合は、申込内容を審査した上で決定する。

受講料：受講決定者は、指定された期日までに受講料を納入する。納入方法は、指定口座への振込とする。但し、一度納入した受講料は、いかなる場合も返還はしない。

完 了：受講料の納入を確認後、申込者へ受講番号の通知および教材を送付（手続完了）。

（認定方法）

第 10 条 全カリキュラムをすべて受講したものを修了と認定する。

（研修の欠席）

第 11 条 やむを得ず欠席する場合は電話等で当法人に必ず連絡する。なお、理由の如何に関わらず研修開始から 20 分以上遅刻した場合は欠席とする。

（補講）

第 12 条 本研修の一部を欠席した者は、当法人が指定する補講を欠席に相当する時間分受講することで、当該科目を修了した者とみなす。補講に関する受講料は、一時間につき 2,000 円とする。

（受講取消）

第 13 条 下記に該当する者は、受講を取り消すことができる。

- ・受講態度が著しく欠けており、修了の見込みがないと認められる者。
- ・研修の秩序や研修環境を乱す、またはその恐れがある者。
- ・その他、受講継続が困難であると判断された者。

（修了証書の交付）

第 14 条 研修修了の認定方法は下記に定める通りとする。

- ・修了を認定された者に対して修了証書を交付する。
- ・修了証書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行ができる。なお再発行にかかる料金は、1 枚当たり 1,000 円を修了者の負担とする。

（個人情報の取り扱い）

第 15 条 個人情報の取り扱いについて、以下の通りとする。

- ・提出された個人情報について、研修事業以外の目的には使用しない。
- ・研修事業に関する書類（申請書・届出の控え、受講者の出席状況および成績に関する書類、講師に関する書類等）は、研修終了後 5 年間保存する。
- ・修了者名簿は宮城県に提出する。

（附則）

この学則は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。